

一人親方 会費・保険料一覧表

労災保険特別加入の一年間にかかる会費・保険料の額は以下のとおりです。

給付基礎日額は、所得の水準に見合った適正な額を選んで下さい。

※仕事を休んだ場合の補償は、選んだ日額の8割が支給されます。

令和3年度・労災保険料率 18/1000(単位:円)

給付基礎日額 (日給)	保険料算定基礎額 (年間収入)	会費(年間) ①	保険料(年間) ②	お支払合計(年間) ①+②
4,000	1,460,000	18,000	26,280	44,280
5,000	1,825,000	18,000	32,850	50,850
6,000	2,190,000	18,000	39,420	57,420
7,000	2,555,000	18,000	45,990	63,990
8,000	2,920,000	18,000	52,560	70,560
9,000	3,285,000	18,000	59,130	77,130
10,000	3,650,000	18,000	65,700	83,700
12,000	4,380,000	18,000	78,840	96,840
14,000	5,110,000	18,000	91,980	109,980
16,000	5,840,000	18,000	105,120	123,120
18,000	6,570,000	18,000	118,260	136,260
20,000	7,300,000	18,000	131,400	149,400
22,000	8,030,000	18,000	144,540	162,540
24,000	8,760,000	18,000	157,680	175,680
25,000	9,125,000	18,000	164,250	182,250

加入金:10,000円 出資金1,000 (入会時のみ)

◎ 保険料算定基礎とは、年収に相当する額です。

◎ 令和3年度(4月～翌年3月)にお支払いいただく金額は、**納付合計(①+②)**です。

自動振替・・・年会費(①欄) 3月10日(火)

労働保険料(②欄) 6月10日(水) 指定口座より引き落としを致します。

◎ 年度途中で加入される場合は、①年会費・②保険料が月割り額となります。
(平成16年4月より、年会費改正の為月割りになります。)

◎ 脱退を希望されるときは、速やかに当協会までご連絡下さい。
ご連絡が遅れますと、ご希望に添えなくなることがあります。

◎ 消費税法基本通達5-5-3の適用により消費税はかかりません